

ご旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- （1）ごご旅行は、株式会社みらい旅くらぶ（宮城県県庁登録旅行業 第3-327号 以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行です。
- （2）当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- （3）旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- （1）当社は必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとしていたします。
- （2）当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることができます。この場合予約の時点では契約は成立していませんが、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確約のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社らはお申し込みがなかったものと取り扱います。
- （3）旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項①により申込金を当社らが受領したときと、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約として契約を成立させるときは、第 24 項の通信契約による旅行条件を適用し、第 24 項③の定めにより契約が成立します。
- （4）当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- （5）契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- （6）当社は、契約責任者が構成者に対して現に支払い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- （7）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

- （1）20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- （2）ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に適合しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- （3）お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合、ご参加をお断りする場合があります。
- （4）お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは 暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- （5）お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- （6）健康を害したり、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連ねる方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社らからご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
- （7）前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い、又は書面でもそれらを申し出ていただくことがあります。
- （8）当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- （9）当社は、本項①②⑥⑦⑧の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①②⑥はお申し込みの日から、⑥⑦⑧はお申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- （10）お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となります。
- （11）お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で 受けずる場合があります。
- （12）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- （13）その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- （1）当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。
- （2）本項①の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日より前に、申込金を添えてお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

- （1）旅行代金は、旅行開始日以降で契約書面に記載する期限までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金をお支払いいただきます。また、当社は、旅行開始日より前には、申込金を除き、旅行代金の収受は一切行いません。通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へお客様の署名名くして契約書面に記載する金額の旅行代金のお支払いを受けず、また、カード利用日は、申込金のついで

で旅行契約成立日として、申込金を除く旅行代金については旅行開始日以降で契約書面に記載する日とします。

7. 旅行代金について

- （1）参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。
- （2）旅行代金は、各コースごとに表示してごみます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- （3）「旅行代金」は、第 3 項①の「申込金」、第 14 項③の「取消料」、第 14 項③の「違約料」、及び第 23 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額(プラス)追加代金として表示した金額(マイナス)割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- （1）旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊料金、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税（一部注釈のあるコースにおける宿泊税を含みます）。
- （2）添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- （3）その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨を表示したものを、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に列挙いたします。
- （1）超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
 - （2）宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。)
 - （3）クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - （4）ご希望のみ参加されたオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
 - （5）運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。
 - （6）自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

第7項にて「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

- （1）ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- （2）「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- （3）ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- （4）その他ホームページ・パンフレット等で「 $\times \times \times$ クラス追加代金」「 $\times \times \times$ 追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に関する差額、ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の 関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため事由を不問とし、お客様にあらかじめの速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- （1）利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお客様に通知いたします。
- （2）当社は本項①の定めを適用運賃・料金の大幅な増額がある日ときは、本項①の定めるところにより、その減額額だけ旅行代金を減額します。
- （3）旅行代金が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- （4）第 11 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- （5）当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替を要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- （1）旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとにご利用人数の変更に対する 差額代金をそれぞれいただきます。
- （2）当社の責任としないローンの取扱上の事由による取消料になる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前（日帰りの場合は10日前）

から8日前までの取消	・・・旅行代金の20%
2. 7日前から前々日までの取消	・・・旅行代金の30%
3. 旅行開始日の前日	・・・旅行代金の40%
4. 旅行開始日（旅行開始前）	・・・旅行代金の50%
5. 旅行開始後の取消または無連絡不参加	・・・旅行代金全額

※取消料、変更補償金算出時の旅行代金とは、前記旅行代金と追加旅行代金(定員以外の部屋利用時など)の合計額です。

15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- ①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
- ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なくして旅行契約を解除することができます。

a.	旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 23 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
b.	第 12 項①に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
c.	天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d.	当社らがお客様に対し、第 5 項の②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
e.	当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

③当社は本項①の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金で まかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項①の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

(2) 当社の解除権

- ①お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項①の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の項目に該当する場合は、当社が旅行契約を解除することがあります。

a.	お客様が当社らあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.	お客様が第 4 項③(から⑤)までのいずれかに該当することが判明したとき。
c.	お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該 旅行に耐えられないと認められたとき。
d.	お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実 施を妨げるおそれがあると認められたとき。
e.	お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
f.	お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
g.	スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
h.	天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供 の中止、官公署の 命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項②の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項②の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- ①お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく取消不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③本項①の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領するごとりでなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の 責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス 提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社の解除権

- ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a.	お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b.	お客様が第 4 項③(から⑤)までのいずれかに該当することが判明したとき。
c.	お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するたための添乗員等その他の必要とする当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
d.	天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払い戻し

- 本項②の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したために、その提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の 名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるとときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払又はこれらから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ③本項②の①の a、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて お客様のご負担で社外に帰るための必要な手配をいたします。
 - ④当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の 契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、「第 12 項の②(3)⑤の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 14 項から第 16 項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、

旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、旅行代金の減額および旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了の日翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻いたします。

(2) 本項①の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込日に払戻しを申し出てください。

(4) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

(1) 添乗員あり表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。

(2) 現地添乗員あり表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項①における添乗員の業務に準じます。

(3) 現地係員案内あり表示コースには、添乗員は同行し、旅行目的地の到着から出発まで現地係員が目的地のガイドをします。

(4) 添乗員なし表示コースには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しない旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様の都合で急遽ご旅行を取り止める場合は、取扱販売店へご連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自分で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡で取消処理をされなかった場合は、権利放棄したこととなり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

(5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様に補償された損害を賠償いたします。ただし損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止

②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥凶食中

⑦盗難

⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物については生じた本項①の損害につきましては、本項①のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最大15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

(4) 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配するをいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別保証

(1) 当社は前項①の当社の責任が生じるか否かかわらず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

(2) 本項①にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行わない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中にはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リューージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれるときは、この限りではありません。

(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当社が本項①に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスの円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、運転員、

現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込日に申し出なければなりません。

(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当該の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

(5) クーポン券類の紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションルーツア又は情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画者：株式会社みらい旅くらぶ」と明示します。

(2) オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて当該運行事業者の定めにとり扱います。

(3) 当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。任を負いません。)

23. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額を変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。

ただし、当該変更について責任が生ずることが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

②旅行行程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、ウ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない変更サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な処置

③第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

④ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項①の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

	変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金	
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始の日前までにお客様に通知した場	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1. 0%	2. 0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1. 0%	2. 0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0%	2. 0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1. 0%	2. 0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集型オプションツアー又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の利率を適用せず、⑨の利率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1宿泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：④⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：④⑨に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものを含みます。

注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のよりたかいものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日を除き、

(2) 申し込みを際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。

(3) 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻しします。

(6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社ら別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項①の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取り扱い

(1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお受けできないことがあります。

(2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行行程において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買い物等の便宜のための必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第5項②の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号より取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービス提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3) 当社は、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報も、お客様に疾病等があった場合に連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供するところについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等であつた場合のツアー添乗業務等において、本項①により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要とされる最小限の範囲のものについて、企業の案内、お客様のお申込みの簡素化、催し物内容のご案内、購入いただいた商品の発送の為にこれを利用して頂くことがあります。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明治した日となります。

28. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意し、また、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行させていただきます。また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社とのマルチエージェントサービスを受けられる場合がありますが、同一サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該エージェントサービスへ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの内容に変更が生じた場合でも第19項①及び第23項①の責任を負いません。旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

宮城県知事登録旅行業 3-327号



〒984-0001 宮城県仙台市若林区鶴代町6番3号

TEL：022-782-0833 FAX：022-782-0834